



# 生活保護世帯の進学問題 : 学資保険訴訟を対象として

杉原, 亮太

---

(Citation)

研究論叢, 9:1-6

(Issue Date)

2002-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCOI)

<https://doi.org/10.24546/81008626>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81008626>



# 生活保護世帯の進学問題

—学資保険訴訟を対象として—

杉原亮太\*

## 1. はじめに

日本の家計負担教育費の重さの一要因として、日本の場合親子が互いに自立していない「一体家族」が多いということが指摘されている。このことは教育費負担の重さについての社会的承認が比較的容易に行われることを意味するが、他方で「子供は社会で育てるもの」であるということについての社会的承認が困難になることも意味する。そして、この教育費に対する考え方のしわ寄せが、いわゆる「低所得世帯」に帰することになるのである。本研究では、福岡で起こった「学資保険訴訟」を取り上げ、そこに含まれている論点・問題点を明らかにし、「教育費」について考える際の一助としたい。

## 2. 学資保険訴訟の概要

一家の主であった父は、コンクリートの「はつり工」をしていたが、難聴で持病(糖尿病、肝臓病)もあり、収入は少なかった。母は神経性胃炎などの持病があり病気がちで仕事には支障があった。父の失職、交通事故をきっかけに、一家五人は1975年から生活保護を受給していた。父は、次女ら子ども達の高校進学のため(と、原告側は主張している)に、支給された生活保護費や福祉事務所に認定された就労収入など節約して1976年6月から14年間にわたり月額3000円づつ学資保険を積み立てていた。父は本件学資保険から1988年3月7日20万円、同年3月14日10万3151円を借受け、さら

に同年7月、長女の高校進学に対するお祝い一時金(生存給付金)として5万円の給付を受けた。

しかし福祉事務所はこの学資保険を、保有が認められない資産であるとして解約を求めた。そして一家が受け取った満期払戻金45万円のうちほぼ全額である44万6千円を1990年6月28日に収入認定し、保護費を半年間(1990年6月～11月)にわたり月額7万4300円減額した。なお、収入認定の際に母が担当ケースワーカーに説明したところによれば、この払戻金について15万円は生活費にあて、30万円余は長女の就職支度金にする予定であった。この減額処分を不服として父が1991年12月24日、訴訟を提起した。

1995年3月14日の福岡地裁判決は、父の死亡により、本訴訟は終了したと判示した。また、「被保護世帯に高校進学を予定する子弟のあるときは、その準備等の蓄えを認めなければ、事実上、被保護世帯の子女の高校進学を断念させることになり、憲法26条が子女の教育についての親の義務を科したこととの調和を失し、生活保護法一条が規定する自立助長の目的にも反する結果となる」としながらも、本件学資保険が必ずしも目的どおりに使用されていないと判断し、訴えを棄却している。

原告側は控訴し、1998年10月9日、福岡高裁は、福祉事務所の保護決定処分を取消すという原告逆転勝利の判決を下した。それによれば、「現実の生活は、予算を計画どおり取り崩すことによって営まれるものでなく、足らざることを補い合い、相互に融通しながら成り立っているのが通常であるから、

---

\* 神戸市立子育て支援センター子供の家

本件世帯が控訴人らの高校修学費用に充てる計画を立てていた本件学資保険の満期保険金を生活費等に流用しても、これによって本件学資保険の目的が変容をきたすものではない」として、「保護費消費自由の原則」を主張した。これに対し被告側は上告し、目下本事件は最高裁で審理中である。

### 3. 学資保険訴訟の社会的・制度的背景

現行生活保護法における教育扶助(13条)は中学段階までに限られているが、生活保護法制定当初から高校以上への進学は全く認められていなかったわけではなく、次第にその基準は緩やかになってきている。

厚生省(現厚生労働省)は被保護世帯の高校以上への進学について「生活保護実施要領」を改訂することによって弾力的に運用してきた。1950年の現行生活保護法成立当初には、世帯分離による就学が認められていた。「母と子どもからなる世帯で、子どもの中の一人が高等学校以上の学校に行くことがその世帯のために必要であって、その世帯外の他からの援助とその子どもの自力でその学校へ行くことができる場合」には、その子どもの修学を認め、その子どもを除いた残りの子どもと母親とを保護することとしていた。世帯分離での修学の場合、修学費のみならず生活費も自力で賄わなければならないので、非常に制限的な制度であるといえる。

1961年には世帯内修学も認められるようになった。すなわち、在学期間中、日本育英会法もしくは母子福祉資金の貸付け等によって教育費が賄われるならば、高校教育を受けながら保護を受けることができるようになった。ただし、その場合にも修学が世帯の自立助長に効果的でなければならない、という条件がついていた。

さらに1970年の改正により、高校までは世帯内修学、それ以降(大学と各種学校)は世帯分離とい

う基本型ができあがり、今日に至っている。この改正の背景となる考え方について、当時の厚生省社会局保護課は、次のように述べている。

「① 保護の受給は一時的な現象であり、教育を受けることはその者にとって一生の問題である。

②被保護世帯は子供の教育に将来の希望をかけている。

③社会は高能率化時代に入り、相応の高等教育が要請されている等の理由により、被保護世帯の子供の修学をできるかぎり広く認めようというものである。」<sup>1</sup>

被保護世帯の高校等進学率は1970年ごろから急上昇し、現在は80%前後にまで至っている。

ところで、ほとんどの被保護世帯が教育費等の負担の少ない公立高校を希望するのはごく当然のことであるが、学力の面で私立学校へ入学しなければならない子弟も少なからず存在する。特に公・私の格差が顕在化するの、入学金を支払わなければならない入学時である。さらに私学の場合「施設拡充費」等の名目で大金を支払わなければならない。

被保護世帯は、生活福祉資金の入学準備金制度<sup>2</sup>、母子寡婦修学支度金貸付制度等を利用する

<sup>1</sup>「実施要領の改正」『生活と福祉』169号、全国社会福祉協議会、1970年、10頁。

<sup>2</sup>ここで生活福祉金制度についてふれておく。

この制度は、昭和27年の第七回全国民生・児童委員会における要援護者の亡貧と自立更生を意図した「世帯更生運動の実践申し合わせの決議」に基づき、全国的な民間活動としてはじめられた「世帯更生運動」のもつ意義と役割の重大なことに着目して、この運動を助成する趣旨から昭和30年度に「世帯更生資金貸付制度」として創設された。その後、在宅福祉のより積極的な推進により家庭生活の安定を志向する趣旨から、平成2年度より「生活福祉資金制度」と改められたところである。(厚生統計協会『国民の福祉の動向』1999年版)

資金の種類としては、更生資金、障害者更生資金、生活資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、療養資金、災害援護資金の8種類がある。修学資金はさらに修学費と修学支度金に分けられ、私立高校進学の場合、修学費は最大で月28000円、就学支度金は最大で230000円(自宅生の場合、1999年度)貸し付けられることになっている。

資金貸付の申し込みは、その居住地を担当地域とする民生委員を通じて行い、民生委員から市町村社会福祉協議

ことができるが、これらの貸付制度はいずれも連帯保証人を必要条件としており、保証人がいなければ利用することができない<sup>3</sup>。また、貸付金の申し込みには合格通知を添付しなければならず、実際に学校指定の日時までに現金を用意できない場合がほとんどである<sup>4</sup>。

被保護世帯の高校進学資金の捻出の実例として次のようなものが挙げられる。

①子供が中学3年生で受け取れるよう加入した月払い5000円の生命保険満期金32万円と祖父母よりの援助で賄う。授業料は世帯更生資金(現名称:生活福祉資金)の貸付でまかなった。

②世帯更生資金の修学支度金貸付が間に合わないで、祖母が葬式代として蓄えていた貯金60万円を借りた。後に前記貸付による17万円を返済したが、あとは返済できないでいる。

③子供が中学1年生の時から2年間、月1万円郵便貯金に積み立てた25万円でもまかなう。

④母親の兄から30万円を借金し、毎月分割して返済した。

⑤簡易保険からの借入れと兄が就職したためそれからの援助でまかなった。

⑥親戚名義でサラ金から40万円を借り入れてもらった。毎月2万円を返済している。授業料は世帯

更生資金の貸付でまかなった<sup>5</sup>。

子弟の高校進学に際して、被保護世帯の自助努力がかなりの程度求められているのである。

福岡県は全国でも私学比率の高い地域であり、特に福岡市部においてそうである。また、予備校の作成した偏差値表においても、公立高校は相対的に上に位置づき、「底辺校」を私学が構成することになる。これにより、公立高校よりも私立高校へすすむ被保護世帯の子弟が多くなる(福岡市保健福祉局総務部保護課によれば、1993年度に中学を卒業した市内の保護世帯の子弟367人のうち、130人が公立高校に進学し、158人が私立高校に進学している。なお、就職は50人であった)。ここに「強制された私学選択」という事態が生じていると言える。

#### 4. 学資保険訴訟の争点

##### (1)原告適格および審査請求前置の原則

福岡地裁判決は、生活保護受給権は一身専属の権利であり、本件について父が死亡している以上、長女・次女に原告適格はないとした。しかし、被保護者の構成員も世帯主と共同生活を営み生計をともにすることから、両者は「一体的な利害関係」にあると考えられる。したがって長女・次女についても原告適格を有すると考えられる。

一般に行政処分に対し、国民は不服申し立てをしてもよいし、直ちに訴訟を提起してもよい(自由選択主義)。しかし、法律によって不服申し立てに対する裁決を経た後でなければ訴えを提起することができないとされている場合には、不服申し立てを前置しなければならない。(行訴法8条)。生活保護法も審査請求前置というシステムをとっている(生活保護法69条)。本件の場合、原告長女・次女がその者ら自身としては審査請求をおこなっていないために、その訴えの適法性が問われた。判例・学説

会を経由して都道府県社会福祉協議会に提出され、ここで貸付に関する決定が行われる。なお、貸付に必要な原資は、国3分の2、都道府県3分の1の負担割合で、全額を都道府県社会福祉協議会に補助することになっている。

<sup>3</sup> 例えば「福岡県生活福祉資金貸付規定」には、「第12条 資金の貸付を受けようとするものは、保証人を立てなければならない。」と記されている。

<sup>4</sup> 福岡県社会福祉協議会によれば、生活福祉資金修学資金貸付の決定までの日程は以下の通りである。

申し込み(2月中)→市社協・県社協の審査会(3月末まで)→市社協から民生委員への決定通知(4月5日)→資金交付(4月10日)

就学支度費もこのときに支給されるため、実質上保護世帯は自ら支度費を立て替えておかねばならないことになる。

なお、日本育英会奨学金はおおむね5段階評価で3・5以上の評定値を必要とするとともに「入学準備金」としては支給されないで、被保護世帯の子弟にとって利用しやすいものではない。

<sup>5</sup> 学資保険訴訟第一審原告側「準備書面(三)」20頁。

上は、訴訟提起者と審査請求申立て人が一体的利害関係を有する場合、右申立て人が同一処分につき審査請求を経由している以上、行政庁に再考の機会を与えるという審査請求前置の目的は達せられていると解されるので、訴訟提起者の審査請求前置の目的も充足されているとするものが多い。

本件についてもこのような論理があてはまると考えられる。

## (2)高校進学と学資保険

高校進学について一審判決は「高校進学率は上昇し、福岡市内における高校進学率は95%以上になっている現状にあり」、「平成4年度の高校卒業後の就職率は32%程度であって、高学歴化は著しく進んでいること」、「自立更生も結局は就職というべきであり、学歴に左右されるのが現状であることに照らすと、高校進学は、生活保護家庭を保護から脱却させるための一手段とも評価することができる」と判示している。

「健康で文化的な最低限度の生活なるものは、抽象的な相対的概念であり、その具体的内容は、文化の発達、国民経済の進展に伴って向上する」ということからすると、進学率が95%以上であるという事実は、とりもなおさず高校進学とは子供のいる家庭のほとんどが有する必要財であるという理解が可能である。

高校進学費用調達のための学資保険保有について、一審判決は「現状の下では、被保護世帯に高校進学を予定する子弟のあるときは、その準備等の蓄えを認めなければ、事実上、被保護世帯の子女の高校進学を断念させることになり、憲法26条が子女の教育に義務を課したこととの調和を失し、生活保護法1条が規定する自立助長の目的にも反する結果となるといわなければならない」と判示し、さらに高校進学のための学資保険の保有を一般的に認めた。また、控訴審判決は、「子弟の高

校進学に充てるため、保護費等を節約して、これを学資保険等の預貯金として蓄えることは、要保護者(被保護世帯)の最低限度の生活保障とその自立助長を目的とする生活保護法の趣旨目的から決して逸脱するようなものではない」として学資保険の保有を認めた。

憲法26条に規定する「教育を受ける権利」は、何よりも国のサービス給付を求める社会権としての性格を有する<sup>6</sup>。高校段階以上への進学に関し、この社会権としての「教育を受ける権利」について争ったのがいわゆる「私立高校生超過学費返還請求事件」<sup>7</sup>である。この事件の大阪地裁判決は、教育を受ける権利のうちでも義務教育以外の教育の諸条件の整備にあたっては、立法府の広汎な裁量を肯定し、違憲審査基準として「明白の原則」を採用したものととらえられている。この判示に従いつつ本件について考えた場合、生活保護法における教育扶助が義務教育に限定されていたとしても、直ちに違憲の問題は生じないことになる。

しかし、本件の場合被保護世帯の学資保険への加入を認めるか否かが争点になっているのであるから、決して莫大な額の予算を必要とするものではない。従来、国、地方公共団体による奨学政策では、必然的に高校への進学が困難になる生徒がいることにせよ、「能力に応じて、ひとしく」と定めた憲法26条1項、また、経済的理由による教育機会の差別を禁じた教育基本法3条1項からして、本件変更処分は違憲・違法の疑いがある。

<sup>6</sup> 奥平康弘「教育を受ける権利」芦部信喜編『憲法Ⅲ人権(2)』有斐閣、1981年、382頁。

<sup>7</sup> この訴訟の概要は以下の通りである。

原告らは、大阪、京都の私立高校に通学する子女を持つ親であるが、高校には中学の卒業生の90%以上の者が進学し義務教育化している状況にあるから、被告国は、進学を希望する者全員を収容するための法制、予算上の措置を講ずべき義務、右が困難であれば私立高校の超過学費額に相当する奨学金の支給制度の整備を図る法制、予算上の義務などがあるのに、これを怠ったとし、これのため公立高校との学費の差額512万円余の損害を被ったとして国に対し損害賠償を請求した。一審大阪地裁は請求を棄却、控訴審大阪高裁もこれに従った。

次に、親が子供のために学資保険に加入することは、子供の学習権保障のための「親の教育の自由」の行使としてとらえられる。この点については次のように考えられる。すなわち、現状において生活保護世帯が高校進学のためにある程度の預貯金をすることは不可避であること、また、現実的に高校進学費用をまかなおうとする場合、学資保険は最も効率的なものといえること、さらに高校進学は生活保護法の目的である「自立助長」に大いに資することを考えるならば、高校進学目的のための学資保険への加入は、「親の教育の自由」の行使として認められてしかるべきである。

## 5. おわりに

本件訴訟は数ある生活保護裁判の中でも初めて高等裁判所で原告側が勝利した事例として注目される。また、このような意義と同時に、本件訴訟は教育費負担のあり方について我々に再考を求めめるものであるといえよう。現在、国民意識の中で教育の私事化はもはや極限まで進行してしまったものと思われる。組織されることのない「私事としての教育」は必然的に重い教育費負担を所与のものとして国民に是認させることになる。

教育費問題の解決については、機関補助よりも個人補助の方が効率的であることは明らかであり、このことが学費値上げの理由付けとして用いられる

ことは理解できる。しかし唯一の国家による奨学金制度である日本育英会奨学金がいまだに貸与方式を全面的に採用していることを考えれば、結局は学費値上げイコール教育費負担の増大にほかならないのである。このようなことに照らしてみれば、本件訴訟はまさに起こるべくして起こった訴訟なのである。

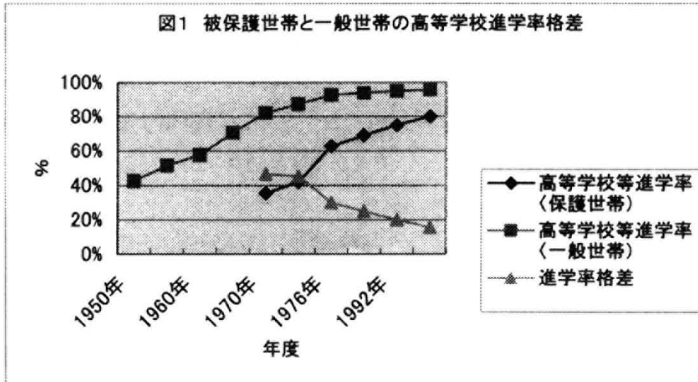
最後に今後の被保護世帯の高校就学保障のあり方について筆者なりの見解を述べて結びとしたい。

(1)まず立法論としては、生活保護法13条に定める教育扶助を義務教育に限るあり方をあらため、高校修学まで保障すべきである。

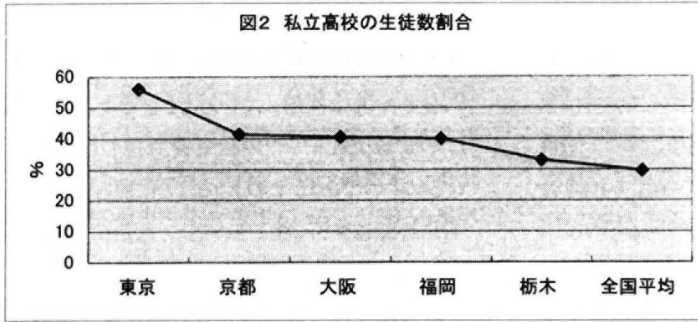
(2)しかし法律改正がなされない現状にあつては、現在いくつかの自治体でなされている「法外援護」を充実し、被保護世帯の子弟の高校修学が円滑に行われるよう配慮すべきである。また、教育費の高騰から学資保険の加入者が極めて多くなっている現状にあつては、被保護世帯についても学資保険への加入が容認されるべきである。

(3)無論経済的な援助のみで修学保障がなされ得るものとは考えられない。被保護世帯の子弟は出生直後からすでに困難な学習環境におかれることが多いために、経済的な保障とは別に学力保障のための取り組みがなされるべきである。

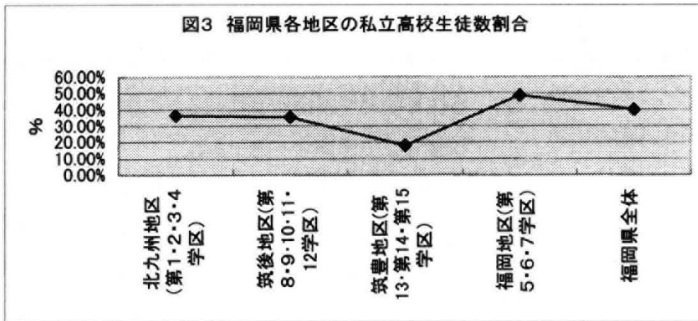
図1 被保護世帯と一般世帯の高等学校進学率格差



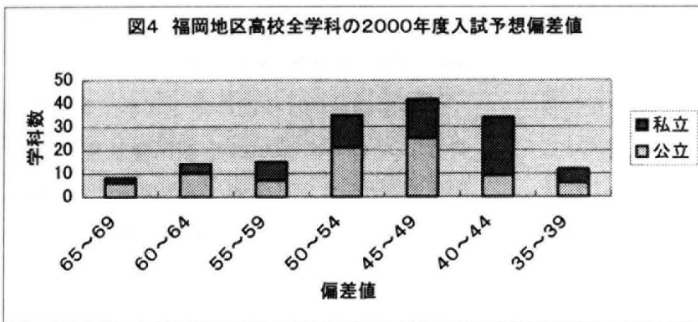
(注)一般世帯については文部省『学校基本調査』各年版より、被保護世帯については厚生省社会局保護課『被保護者全国一斉調査』各年版により作成した。なお、厚生省(現厚生労働省)社会・援護局保護課によれば、被保護世帯等の高等学校進学率については1970年度より調査を始めたとのことである。



(注)文部省『学校基本調査』平成11年度版より算出。



(注)福岡県教育委員会『教育便覧』平成12年度版より作成。



(注)図4・5ともena-top・Nの「受験情報センター」(<http://ena-top.n.co.jp/juken.info.html>)による「私立高校総合情報一覧」より作成。なおここでは「コース」も学科の一つとして数えてある。

